

## 西尾市タクシー事業者運行維持緊急補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しているタクシー事業者に対し、公共交通としてのタクシー事業の運行維持を図ることを目的として西尾市タクシー事業者運行維持緊急補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を行う者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者は、西尾市内に営業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している月があるタクシー事業者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、令和2年4月1日時点における当該営業所で所有する車両（一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。）数に10万円を乗じて得た額（1事業者当たり上限200万円）とする。

2 補助金の使途は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための経費並びに地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び市民の日常的な移動手段の確保に資すると認められる経費とし、休業の補償や損失への補填を目的としないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 売上台帳の写し等（売上が減少していることが確認できるもの）

(2) 所有する車両台数が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知しなければならない。

2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(検査)

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき関係書類及び物件を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱若しくは補助金の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定による補助金の返還に関しては、この限りではない。

様式第1号（第5条関係）

<p>補助金等交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>（あて先）西尾市長</p> <p>申請者 住 所</p> <p>団 体 名</p> <p>代表者名 ㊦</p> <p>西尾市タクシー事業者運行維持緊急補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p>	
交 付 申 請 額	金 円
事 業 等 の 内 容	<p>(1) 市内営業所の所在地</p> <p>(2) 市内営業所における一般タクシー車両数</p>

様式第2号（第6条関係）

<p>補助金等交付決定通知書</p>	
<p>第 号</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>西尾市長 印</p>	
<p>年 月 日付けで交付申請のあった西尾市タクシー事業者運行維持緊急補助金については、西尾市タクシー事業者運行維持緊急補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。</p>	
<p>記</p>	
<p>交付決定額</p>	<p>金 円</p>
<p>交付条件</p>	

備考

- 1 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を提出すること。

様式第3号（第7条関係）

<p>補助金等交付請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）西尾市長</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住 所</p> <p style="text-align: center;">団 体 名</p> <p style="text-align: center;">代表者名 ㊟</p> <p>西尾市タクシー事業者運行維持緊急補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
請 求 額	金 円
交付決定通知	年 月 日 第 号
交付決定額	金 円
受領済額	金 円
備 考	